

厚生労働省和歌山労働局発表  
平成 29 年 8 月 29 日



担 当	厚生労働省和歌山労働局 労働基準部	
	監督課長	津田 恵史
	健康安全課長	井上 剛宏
	監察監督官	中前 英人
	電 話	073 ( 488 ) 1150 073 ( 488 ) 1151
	F A X	073 ( 475 ) 0113

建設工事現場などに対する

## 重点監督の結果を公表します

～ 7月に県下の全労働基準監督署において集中的に実施 ～

平成 29 年 7 月 3 日 ( 月 ) から 7 月 31 日 ( 月 ) まで、県内 49 か所の  
建設工事現場などに監督指導を実施

57.1% ( 28 現場 ) の建設工事現場などで法令違反を確認

法令違反のうち、墜落・転落防止に関するものは 64.3% ( 18 件 )

平成 28 年の建設業における死亡災害は、和歌山県内では 7 人と前年比 6 人 ( 700% ) 増加している危機的な状況にあり、さらに、夏季は暑さにより集中力が減退し熱中症のおそれもあるなど労働災害が多く発生するおそれがあることから、全国安全週間 ( 7 月 1 日 ~ 7 日 ) を含む 7 月に、県下 5 か所の全労働基準監督署において、建設工事現場などに対して重点的に監督指導を実施しました。

期間中、県内の 49 か所の建設工事現場などに対し監督指導を実施した結果、57.1% ( 28 現場 ) で、労働安全衛生関係の法令違反 ( 以下「法令違反」という。 ) が認められたため、是正を指導しました。

法令違反の内訳や主な指導事例は、次のページのとおりです。

## 法令違反の内訳

調査 実施 現場数	法令 違反 現場数	法令違反の内訳 ( )内は法令違反現場数に占める割合					使用停止等 命令現場数
		元請による 下請に対す る指導不足	墜落・転落 防 止	クレーン 関 係	建設機械 関 係	その他	
49	28 (57.1)	12 (42.9)	18 (64.3)	0 (0.0)	6 (21.4)	6 (21.4)	7

さらに、法令違反ではないが、熱中症予防に関する指導を8件(16.3%)実施

元請による下請に対する指導不足とは、労働安全衛生法第29条に違反したもの

## 工事種別ごとの状況

工事種別	監督実施 現場数	法令違反 現場数	違反率	使用停止等 命令現場数
建 築	13	6	46.2%	2
土 木	31	21	67.7%	5
そ の 他	5	1	20.0%	0

## 主な指導事例

### 【事例1】墜落・転落防止

鉄筋造の建築物の改築工事において、屋根の防水や外壁塗装用に設けられた足場に手すりは設置されていたが、中さんが設けられておらず、労働者が墜落するおそれがあったことから、作業の停止を命令するとともに、中さんを設置するよう指導した。

### 【事例2】建設機械関係

河川の土木工事において、移動式クレーン機能付きドラグショベルをクレーンモードに切り替えずに、荷のつり上げを行っていたことから、クレーンモードに切り替えて荷のつり上げ作業を行うよう指導した。

### 【事例3】その他

港湾の護岸工事において、矢板をアーク溶接機により溶接していた労働者に呼吸用保護具を使用させていなかったことから、呼吸用保護具を使用して作業を行うよう指導した。